

無料低額宿泊所に係るガイドライン

1 目的

無料低額宿泊所について、川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年川崎市条例第37号）その他別に定めるもののほか、開設に係る手順及び設備・運営等についての最低限度の基準を示すことにより、地域福祉の推進と適正な事業運営を確保することを目的とする。

2 定義

- (1) 「無料低額宿泊所」とは、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。ただし、国及び地方公共団体の開設する施設を除く。
- (2) 「事業者」とは、無料低額宿泊所を開設又は運営する者をいう。
- (3) 「近隣住民等」とは、無料低額宿泊所の周辺に居住する者、周辺の事業所等に勤務する者及び関係町会・自治会等をいう。

3 入所対象者

入所対象者は、川崎市内に起居する次のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設における日常生活上の支援を受けるために日常生活支援住居施設として認定を受けた無料低額宿泊所に入所する場合は、この限りではない。

- (1) 住宅に困っている低所得者及び生活困窮者
- (2) 野宿生活者（ただし、施設入所を目的として市外の者を転入させないこと。）
- (3) 緊急保護を求める者
- (4) その他

4 無料低額宿泊所開設までの手順

(1) 事前相談

ア 事業者は、開設計画を決定する前に、開設候補地・開設見込時期・見込規模等について、市に事前相談すること。

なお、事前相談は、開設見込時期の3月以上前に行うこと。

イ 事業者は、無料低額宿泊所の候補地を選定するにあたっては、当該候補地の地域の特性及び環境等を充分把握の上、生活環境との調和を考慮して選定すること。

(2) 事前説明及び協議

ア 事業者は、市への事前相談後7日以内に無料低額宿泊所の開設趣旨、設備・運営管理体制等の計画内容を近隣住民等に対して事前説明すること。

イ 事前説明の実施後、事業者及び近隣住民等は、次の事項について協議を行うこと。

〔協議事項〕

- (ア) 無料低額宿泊所設置の趣旨
- (イ) 設備及び運営管理体制
- (ウ) 苦情処理の体制
- (エ) 地域の生活環境との調和
- (オ) その他協議の必要な事項

ウ 事前説明及び協議を実施するにあたって、事業者及び近隣住民等は、社会福祉法第4条の規定を尊重し、相互に協力して地域福祉の推進に努めること。

エ 事業者及び近隣住民等は、協議により合意又は確認した事項を遵守すること。

オ 事業者は、近隣住民等に対し、協議により合意又は確認した事項について協定書の作成等書面化の要否について意見を聴き、書面化を求められた場合は、これに応じること。

カ 事業者は、事前説明又は協議を実施したときは、5日以内にその内容について市に報告すること。

また、協定の内容についても市に報告すること。

(3) 計画の決定

ア 事業者は、前項の協議に基づき、開設予定地・開設予定日・規模等の計画を決定

すること。
イ 事業者は、計画を決定したときは、5日以内にその内容について市に報告すること。

5 開設の届出等

(1) 事業者は、社会福祉法第68条の2第2項の規定により、事業の開始前に、同条第1項各号に掲げる次の事項を届け出なければならない。

- ア 施設の名称及び種類
- イ 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- ウ 条例、定款その他の基本約款
- エ 建物その他の設備の規模及び構造
- オ 事業開始の年月日
- カ 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- キ 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

(2) その他提出書類

- ア 施設配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）
- イ 施設案内図（最寄駅から事業所までの地図）
- ウ 設備・備品等一覧、写真
- エ 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）
- オ 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）
- カ 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- キ 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- ク 損害賠償責任保険証書
- ケ 改善計画書
- コ 近隣住民等への設立説明経過報告書
- サ 近隣住民等との協定書の写し

(3) 事業者は、社会福祉法第68条の3第1項の規定により、届け出た事項（(1)エ、オ及びキに限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

(4) 事業者は、社会福祉法第68条の3第2項の規定により、届け出た事項（(1)エ、オ及びキを除き、「(2)その他提出書類」の内容変更を含む。）に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を届け出なければならない。なお、事業を休止、再開又は廃止したときも同様とする。

6 設置基準

(1) 設備面

- ア 居室に設置されている、照明設備、空調設備及び通風、採光の確保された窓は各室毎に独立していること。
- イ 各居室に専用の炊事設備や便所、浴室等が設けられているワンルーム型の施設を除き、共用室及び相談室を整備すること。共用室と相談室を兼用とする場合は、プライバシーが守られるよう配慮すること。

(2) 運営面

- ア 利用者の支援に当たっては、必要に応じて保護の実施機関に情報提供するなど適宜連携すること。
- イ 給食を継続的に行う場合は当該施設の管理者は、速やかに給食施設報告書に給食施設の平面図を添えて当該給食施設の所在地を所管する保健所に報告すること。（川崎市食品衛生法施行細則第19条第1項）
- ウ 夜間の緊急連絡体制を確保するとともに、利用者に確実な周知を行うこと。
- エ 事業者は、次により事業経営の透明性を確保すること。
 - (ア) 施設ごとに領収書、契約書等を保管するとともに、収支等に関する帳簿類を整備すること。
 - (イ) 施設ごとに貸借対照表及び損益計算書等収支の状況を毎会計年度終了後3月以

内に市に報告すること。

7 施設長等の要件

施設長及び職員は、福祉制度や相談業務等、利用者の自立支援に必要な能力向上に努めること。

8 その他

- (1) 事業者は、利用者の生活向上への支援、地域住民との相互協力、関連する福祉サービスとの連携など、社会福祉の基本理念を遵守すること。(社会福祉法第3条、第4条、及び第5条)
- (2) 市が事業経営の状況を調査するにあたり、事業者は必要な帳簿、書類等の検査及び作成に応ずること。(社会福祉法第70条)
- (3) 上記調査により社会福祉法第68条の5第1項の最低基準に適合しないと認められた場合、改善命令を行うので、事業者は改善に努めること。(社会福祉法第71条)

附則 このガイドラインは平成15年4月17日より施行する。
このガイドラインは平成16年4月1日より施行する。
このガイドラインは平成16年8月16日より施行する。
このガイドラインは平成28年4月1日より施行する。
このガイドラインは令和2年4月1日より施行する。